

報告第13号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

平成29年9月4日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

29 専第7号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金447,120円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 大阪府中央区心斎橋筋二丁目1番6号  
氏 名 (株)延田エンタープライズ  
代表取締役 延田 久武生
- 3 示 談 日 平成29年8月18日
- 4 事 案 概 要 平成29年6月29日（木）午後3時30分頃、交野市星田北5丁目31番1号の店舗立体駐車場内において、業務のため駐車していた公用車が出庫の為、後退発進した際、駐車場内設置の消火設備に接触し破損させたもの。
- 5 そ の 他 相手方修理費 447,120円  
対物共済保険額 447,120円  
市持出額 0円

平成29年8月18日

交野市長 黒 田 実